

平成28年度 後期高齢者医療保険料のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料は、加入者の負担能力に応じて一人ひとりから負担していただきます。

保険料の決まり方

保険料は、加入者本人の所得に応じて決まります。

$$\text{保険料} = \text{①所得割額} + \text{②均等割額} \\ (\text{限度額 } 57\text{万円})$$

①所得割額 (前年中の総所得金額 - 33万円) × 8.58%
…被保険者本人の前年の所得に基づき計算される額です。

②均等割額 41,700円
…全員が公平に負担する額です。

保険料の軽減

【所得割額の軽減】

加入者本人の所得金額が91万円以下の場合…5割軽減

【均等割額の軽減】

軽減割合と軽減後の金額		加入者及び世帯主の合計所得	
9割軽減	4,170円	33万円以下	加入者全員が年金収入80万円以下 (他に所得がない場合になりますが、赤字所得 や繰越損失額の種類によっては、それらを含 んだ後の金額になります。)
8.5割軽減	6,255円	上記以外	
5割軽減	20,850円	{33万円 + (世帯主を除く加入者数 × 26.5万円)}以下	
2割軽減	33,360円	{33万円 + (加入者数 × 48万円)}以下	

保険料の納め方

原則として、保険料は年金からの天引き(特別徴収)になります。

年金から天引きにならない方(普通徴収)は、市から送付される保険料納入通知書により金融機関(郵便局以外)で納めてください。

【天引きにならない原因】

- 加入当初の方
- 転入された方
- 年金額が年金18万円未満の方
- 上半期納付分のみで、年間保険料を払い終えた方
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料を合算した額が年金の年額の1/2を超える方

※口座振替は、市内の金融機関へお申し込みください。

※特別徴収の方でも要件を満たす方であれば、口座振替で保険料を納めることができます。詳しくは、お問い合わせください。

特別措置(サラリーマンの扶養家族だった方へ)

制度加入前日にサラリーマンなどの健康保険(被用者保険)の被扶養者だった方には、急な負担増を和らげるために、次の特別措置があります。

- ①所得割額の負担はありません。
- ②均等割額は9割軽減(年間4,100円)になります。

◆**問合わせ先** / 市民税務課 市税係

電話(22)1111【内線 124】